

第 1 章 総論

第 1 節 計画の背景と目的

ごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難やリサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性、適正なごみ処理を推進するにあたっての課題に対応するため、国は、ごみ処理の広域化を推進するものとし、各都道府県に対して、「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省環境整備課長通知）を通知した。

愛知県では、これを受け、平成 10 年 10 月に平成 19 年度までを計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を、平成 21 年 3 月には「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 20 年度～29 年度）」（以下「県広域化計画」という。）を策定している。

県広域化計画では、焼却能力 300 t / 日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りし、各ブロックにおいて、ごみ処理の広域化を目指すこととしている。同計画において、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市は、衣浦東部ブロック（以下「本圏域」という。）に位置付けられている。

また、ごみ焼却処理施設広域化のスケジュールとして、刈谷市及び知立市の焼却処理施設である「刈谷知立環境組合クリーンセンター」は、継続利用し、安城市の焼却処理施設である「安城市環境クリーンセンター」と、碧南市及び高浜市の焼却処理施設である「衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦」は、平成 30 年度以降に統合し、ブロック内で 2 施設への集約化を目指すこととなっている。（表 1－1 参照）

本圏域では、広域処理体制構築に向けた方針を定めるため、平成 13 年度に「衣浦東部ごみ処理広域化計画」（以下「前計画」という。）を策定し、平成 20 年度に当時の現状に合わせて改定を実施している。本計画では、前計画改定から 5 年が経過し、人口、ごみ量、資源化量等のごみ処理状況についても変化が生じていることから、最新のごみ処理実績等を基に、前計画内容を見直し、本圏域における広域処理体制の構築を図ることを目的とするものである。

表 1－1 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画におけるスケジュール

施 設 名	設置主体	施設規模 (t / 年)	施設稼働年度	年 度 (平成)						備 考
				24	25	26	27	28	29	
刈谷知立環境組合 クリーンセンター	刈谷知立 環境組合	291	平成21年度							平成30年度 以降統合
安城市 環境クリーンセンター	安城市	240	平成 9 年度							
衣浦衛生組合 クリーンセンター衣浦	衣浦衛生組合	190	平成 7 年度							

資料：「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月 愛知県）

第2節 計画期間

計画期間は、平成26年度から平成45年度までの20年間とする。

なお、概ね5年ごとの進捗状況や計画策定の前提となる諸条件の変動等を見ながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3節 計画の範囲

計画の範囲は、愛知県南西部に位置する碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の行政区域内とする。

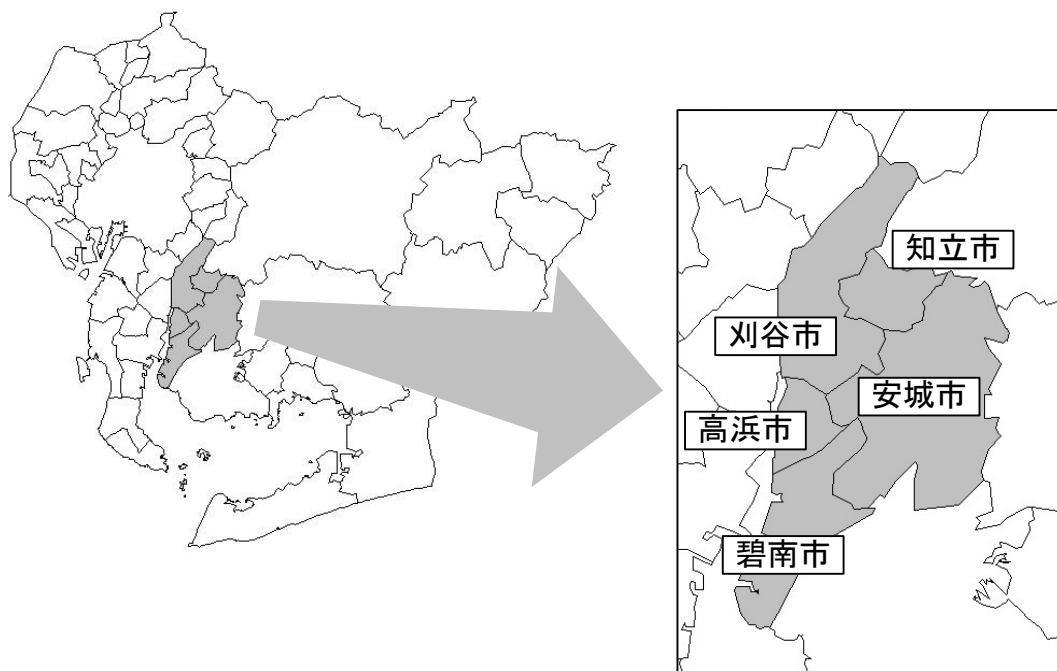


図 1－1 計画の範囲